

議案第58号

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例を廃止する条例の制定について

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例を廃止する条例

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例（令和4年さいたま市条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。